

三澤真美恵著

『殖民地下的「銀幕」 台湾
總督府電影政策之研究(1895-1942
年)』

台北 前衛出版社 2002年 7+470ページ

カキリン
何 義 麟

はじめに

台湾映画史研究の位置づけ

映画は1895年にフランスのルミエール兄弟によって発明されたと言われるが、この年はちょうど台湾が日本の植民地支配下に入った年でもあった。台湾映画史を語る時、この偶然の一致がしばしば取り上げられてきた。実際に、台湾の映画上映や制作は日本統治時代に導入され、また映画が植民地支配の道具として活用されたことも事実であった。しかし、これまで植民地期の台湾映画史に関する研究書はそれほど多くなかった。

1980年代以降、台湾の若手の映画監督が輩出し、彼らの作品は次々と国際映画祭で受賞した。これらの作品は台湾ニューシネマと呼ばれ、高い評価を得ている。その後、台湾や日本の新聞、雑誌において台湾映画に関する評論がしばしば行われ、映画史に触れる紹介文や著書も公刊されるようになった。だが、その大半は映画史概説のレベルにとどまり、厳密な学術的著書とはいえなかった。このような状況の中で、本書は近年、台湾映画史に関するもっとも注目し得る学術書であるといえよう。

台湾映画史の研究に関して、最初の著作は呂(1961)であったが、その内容は半分ぐらいが市川(1941)の論述を引いたものであった。呂(1961)は台湾の映画・演劇史研究の「経典」として長い間引用されてきたが、呂訴上は無声映画の弁士として活躍していたこともあったので、史料として見る方がよいと

いわれる。近年、民主化と本土化の進展とともに、台湾の歴史や文化などが重要視されるようになったことから、新しい映画史に関する紹介文や著書が次々と発表されている。そのうち、葉(1998)は初めての通史的著作として評価することができる。

しかし、学術的著作としてもっとも紹介に値するのは、王文玲「日抛時期台湾電影活動之研究」(台北 国立台湾師範大学歴史研究所碩士論文 1994年)、洪雅文「日本植民地支配下の台湾映画界に関する考察」(東京 早稲田大学文学研究科修士論文 1997年)という2つの修士論文である。公刊に至らなかったが、台湾映画史が修士論文のテーマとして取り上げられたことは、この分野の研究がだいぶ進んできたことを示しているといえよう。同じく修士論文が元になっている本書はこれまでの研究成果を踏まえて、台湾總督府の映画政策に焦点を絞って分析したものである。この論文の公刊は台湾映画史という研究分野の発展を大きく推進したといえよう。

本書の構成とその内容

本書は3部10章から構成されている。第1章の「まえがき」では先行研究を紹介するほか、本書の視点や構成なども説明している。その後、第1部と第2部は統治側の映画政策を中心として分析し、第3部は劇映画の制作やインタビューを通じて得た映画観客の体験から映画発展史を考察している。3部と各章の構成は以下のとおりである。

第1章 まえがき

第1部 映画に関する法令と統制

第2章 メディアに関する主な法令

第3章 映画に関する主な法令

第4章 検査統制機関の変遷

第2部 宣伝と映画

第5章 教育者の映画活動

第6章 警察のイメージアップ方策と映画

第3部 民衆と映画

第7章 社会における映画の位置づけ

第8章 台湾における劇映画の制作

第9章 記憶の中の映画

第10章 結論

第1部は日本植民地時代の映画に関する検閲統制の関連法令と統制機関を詳しく分析している。著者は映画の関連法令を、(1)フィルムや映画に適用されていた法令、(2)映画に適用すると明記されていないが、法解釈によって映画の内容や上映を制限するようになった法令、(3)映画を除いた、新聞・雑誌など個別のメディアに適用されていた法令の3種類に分けている。第2章はまず法制史の視点から、メディア関連の周辺の法令となる(2)と(3)を考察の対象として取り上げている。これらの法令には「治安警察法」、「台湾新聞紙条例」、「台湾出版規則」、「絵端書取締ノ件」、「無線電信法」、「台湾蓄音機レコード取締規則」等が含まれている。つまり、大半の治安維持やマスメディア関係の法令を取り上げている。また、中国映画や欧米映画などの輸入問題を検討するため、輸出入に関する法令も1節を設けて検討している。例えば台湾で実施された「輸出入品等二関スル臨時措置二関スル法律」、「関税法」、「外国為替管理法」なども取り上げられている。

次に、第3章は前記(1)の映画関連の主な統制法令を網羅的にまとめて、その変遷過程を次の6つの段階に分けて整理している。すなわち、映画を管理する法令が未制定の段階、映画検閲の開始(例えば、演劇活動写真取締二関スル件)、全島統一的な管理法令の制定(例えば、活動写真フィルム検閲規則)、輸出入規制の強化(例えば、輸入移出活動写真フィルム取締規則)、全面的な統制管理(例えば、国家総動員法)、総動員の宣伝メディア(例えば、台湾総督府情報委員部規定)である。この段階的变化は日本のメディア統制の変遷過程でもあったといえよう。勿論、映画に関する管理法令の変化に伴い、その基本方針と検閲や統制の機構も変わっていった。第4章は、管理機構の移り変わりから映画の検閲統制を前期と後期に分けて検討する。前期は警察による消極的な検閲と取締にとどまったが、1937年以降の後期に入ると、映画を積極的に情報宣伝手段として統制したのであった。このような徹底的な分析によって、植民地台湾における映画に関す

る管理法令と統制機関を全面的に把握することができたといえよう。

植民地統治下のメディア政策とは、第1部で述べているように検閲および統制によって統治者側に不利な内容を排除することにとどまらず、統治者側の目的を達成するための宣伝教化という側面もあった、と著者は指摘している。それを実証するため、第2部では教育と警察機関がいかに映画を宣伝教化の道具として活用してきたのかを分析する。まず第5章で、台湾教育会発行の『台湾教育会雑誌』を読み込むことで、教育現場での映画の上映や制作などの問題点について詳しい検討を試みている。1912年以降、台湾教育会は積極的に映画上映の方法で「通俗教育」を推進した。映画内容の分析によると、「通俗教育」の目的は近代文明の謳歌と近代天皇制を中心とする日本国家主義を児童とその保護者に伝えることであった。宣伝教化を行うために、愛国婦人会台湾支部と台湾教育会は映画上映だけではなく、内外宣伝用の映画制作も手掛けたのであった。この映画制作は主に「理想的植民地台湾」というイメージ作りに腐心した、と著者は強調している。

第6章は警察機関がどのように映画を統治目標遂行の宣伝の道具として利用したかを明らかにする。警察機関は映画の検閲を担当していたにもかかわらず、映画による宣伝教化なども行っていた。著者は『台湾警察協会雑誌』および『台湾警察時報』を主な参考資料として分析した結果、警察機関は早い時期から映画の上映や制作を理蕃事業(台湾総督府による先住民に対する統治政策)の一環として行ったこと、一方、漢民族居住区の地方行政において、映画はその文明性を利用して主に衛生の宣伝をするために使われたこと、また、警察職員やその家族の慰安および教化にも映画は大きな役割を果たしていたし、時代の流れに沿って、警察機関の「防諜」、「防犯」の宣伝道具としても活用され、さらに、警察イメージアップのために作られた劇映画が台湾各地で上映されたことを明らかにしている。これは警察と植民地住民との厳しい対立を緩和するため、映画が広範に利用されたことを示しているといえよう。

第3部は映画に対する台湾社会と住民の受容につ

いて検討を試みている。第7章においては、映画はどのようにして重要な大衆娯楽にまで成長してきたのかが明らかにされている。映画が台湾に導入された後、最初に台湾社会にもっとも大きなインパクトを与えたのは日露戦争の記録映画の上映であった。その後、専用の映画館が設立され、映画検閲の法令も次々と制定され、そして1925年以降は映画鑑賞が台湾社会の重要な娯楽として確立された。1920年代から30年代は無声映画が主流であったため、弁士が必要となった。弁士解説の使用言語や中国映画の輸入などの影響で、一時的に台湾人と日本人が別々の映画館に出入りしていた現象が見られた。1930年代に入ると、映画が娯楽産業の頂点となり、映画愛好者組織、映画雑誌や新型映画館も次々と生まれるようになった。さらに戦争期に入ると、欧米映画と中国映画の輸入が制限されると同時に、戦況報道に関するニュース映画が頻繁に上映された。本書は戦時期の映画問題には深入りをしてはいないが、その主な変化を把握することができていると考えられる。

映画を大衆娯楽とみなすならば、劇映画に触れなければならない。台湾で上映された映画は大半が日本映画や欧米映画、中国映画であったが、台湾で制作された劇映画もあった。第8章では台湾で制作された16本の劇映画を取り上げて分析を行っている。16本のうち、2本が台湾人主導によって1920年代に作られたもので、4本は日台の合作による作品であり、8本は在台日本人主導によって作られた作品であった。なぜ台湾で台湾人主導の映画作品が少なかったのかについては従来、資金力、技術力、創造力がないことが原因であったといわれてきた。しかし、植民地主義的な統治方針は台湾映画市場に対して独自の映画制作の必要がないような環境を作ったことが最大の原因であった、と著者は仮説に近い大胆な結論を提出している。

第9章は戦前の映画鑑賞経験者へのインタビューを通じて植民地期の映画生活の分析を行っている。インタビューの対象は8名の台湾人と1名の日本人である。このインタビュー記録の分析を通じて、映画政策は台湾住民の映画体験にどのような影響を与えたのか、一般住民はどのように新しいメディアで

ある映画を見ていたのかを検討している。このインタビュー記録の分析に基づいて、これまでの「台湾人は中国映画が好きで、日本映画が嫌いだ」という先行研究の定説に異論を提出している。また、映画が台湾社会の大衆娯楽となったのは統治者側の映画政策がもたらした現象でなく、統治者側と大衆のインターアクションで台湾社会に定着した結果であり、また台湾住民はどのような映画を選んだのかということについて、時期や地域、個人差などによってさまざまな違いが見られたと結論づけている。

本書の注目点

サブタイトルで示されたように、台湾総督府の映画政策が本書の中心課題である。実際に、第1部と第2部はマスメディアと映画の関連法令、検閲および統制機関、教育と警察機関の宣伝政策を詳しく検証している。これまでの台湾映画史は大半が宣伝教化の活動写真から娯楽本位の劇映画の導入までの変遷などを表面的に紹介するにとどまっていた。また、前述の映画史関連の修士論文は不完全でありながらも、本書の第2部の宣伝教化映画の制作や内容についての分析までは視野にいれていたが、第1部の映画関連法令の分析は空白のままであった。映画政策に関する法制面の分析に重点を置いた本書は、その法令と宣伝教化の両側面を含めて映画政策を徹底的に検証し、映画史研究の盲点を克服したのである。このような研究成果は台湾映画史研究の基礎を築いたものであるといえよう。

本書において、著者は台湾法制史研究の成果を十分吸収しながら、統治側の総督府『府報』、『台湾日日新報』、『台湾教育会雑誌』、『台湾警察協会雑誌』から映画娯楽関係の『台湾芸術新報』、『キネマ旬報』、『映画生活』などに至る広範な資料を利用している。植民地時代の映画関連史料はほとんど日本語であったので、日本人としての言語上の強みを発揮し、厳密な史料分析を行って映画政策の研究に成功している。また、著者のインタビューの対象は戦後台湾に残る日本人妻も含まれている。これは著者の積極的な史料探しの精神と日本人としての言語上の強みを

発揮した証しと見ることができよう。

本書のアプローチは法令や宣伝政策の基本分析に限らず、映画がいかに台湾社会に大衆娯楽として定着してきたかをも明らかにしている。さらに映画鑑賞の体験者へのインタビューを行い、彼らの証言に基づいて台湾映画史に関する先行研究の中のいくつかの定説に挑戦しながら、新しい論点を提出している。このようなチャレンジ精神によって、台湾映画史にとどまらず、関連した新しい研究分野を開拓できたといえよう。

本書は以上のように注目すべき研究成果であるものの、いくつかの問題点も残している。まず、映画史研究といえば、作品の検証がもっとも基本的な研究手法であると考えられる。しかし、実際に植民地期の宣伝教化映画や劇映画のフィルムはほとんど保存されていない。この問題は大きな制約となっているため、本書の映画内容に関する分析は大半が活字史料に頼るようになった。この「銀幕」の再現できない問題について、著者が完全に克服したとはいえない。それと同時に、われわれも著者の論点を映像に即して再検証することができない。

次に、本書は法制面の検討に集中しているが、映画の産業面および消費市場の側面に関する分析は必ずしも十分とはいえない。本書が提出した「台湾における映画制作が少なかった原因は、映画制作の必要がないという環境を作ったことであった」という、映画を産業面からとらえた大胆な仮説を実証できるかどうかはともかく、植民地台湾を映画の消費市場として見る視点が必要であろう。植民地台湾はもとも映画産業の生産基地ではなく、映画上映の消費市場である。そのため、台湾では厳しい検閲によって映画がどのように上映されたのか、どのように見られたのか、という消費市場の側面に関する研究にも重点を置くべきだと思われる。さらに、台湾人と日本人の間には映画を愛好する度合いの違いがあるのか、という宗主国と植民地との消費市場の比較分析を行うこともできるだろう。

書名の「銀幕」に関する説明では、映画史研究の中心課題はフィルムではなく、映し出された映像とその映像の観衆への影響などであると強調している。

確かに、後者の目標は映画史研究の本題である。しかし、本書の内容には映画内容とその社会的な影響などの分析が欠けている。「まえがき」において、著者は本書で台湾人の著名な監督である何基明らの映画関係者の活動や映画内容などの分析を対象外としたと述べ、本書は著者が設定した映画史研究の序説であることを示唆している。著者が本題と考える課題への今後の取組みとその成果に期待している。

おわりに 映像の記憶とその影響

近代西洋文明の象徴である映画は日本人が台湾社会に導入したものであった。戦後、台湾各地であわせて180余りの映画上映の施設が存在し、映画鑑賞は住民の余暇生活の娯楽項目となった。つまり、50年間の植民地支配を経験した台湾社会では映画市場が形成された。この市場形成は植民地期の歴史遺産であると見られる。また、台湾の住民は映画という新しいメディアを通じて日本を認識したほか、中国人や欧米人の社会をも見聞することができた。このような他者への認識が台湾人というエスニック・アイデンティティの形成にも役立ったと思われる。換言すれば、映像の記憶が台湾人の歴史認識にも影響を与えている。映画の記憶にある台湾人の歴史認識はどのようなものか。このような評者の問題関心は、台湾映画史のひとつの課題でもあったと信じているが、残念ながら本書の問題意識からは外されている。

さらに大きな課題として、戦前から戦後までの台湾映画史の連続と断絶の問題を克服しようとするれば、植民地期における映画制作の経験や映画鑑賞の記憶と戦後台湾の映画発展との関連を解明しなければならない。1980年代の台湾ニューシネマの出現は台湾映画発展過程において実を結んだ時期であるといえよう。この時点から振り返ってみると、植民地期の歴史経験は台湾映画史の出発点であると位置づけることができるだろう。この出発点から開花期までの台湾映画史はどのような道のりをたどったのか、このように台湾映画史全体を把握できるまでにはまだにさまざまな研究課題が残されている。東アジアの

映画史全体の把握を目標とすれば、著者は本書によってよいスタートを切ったといえよう。

社 大陸文化協會。

文献リスト

中国語文献

呂訴上 1961.『臺灣電影戲劇史』台北 銀華出版部。

葉龍彦 1998.『日治時期台湾電影史』台北 玉山社。

日本語文献

市川彩 1941.『アジア映画の創造及建設』国際映畫通信

(国立台北師範学院社会教育学系助理教授)